



## ～労働市場の国際化と外国人事件～ 弁護士 板倉 由実

こここのところ連日、外国人材の受け入れ拡大のための新たな在留資格を設ける出入国管理法の改正に関する議論が盛り上がっています。しかし、日本は既に多くの外国人を労働者として受け入れています。厚生労働省の統計「外国人雇用状況の届出状況まとめ」に基づく集計によると平成20年の外国人労働者数は48万6398人でしたが、平成29年は127万8670人でありこの約10年間の間に3倍近く増加しています。日本国籍を有していても、親が外国人であるなど外国にルーツをもつ日本人の数も増加しています。

少子高齢化が進み、日本人の労働力は減少し、年金や社会保障財源も減少しています。また経済・労働市場の国際化やIT技術の発達による人材交流の活発化が進む中、日本も国際社会で競争をしなければなりません。国籍を問わず優秀な人材に日本に来てもらい、働いてもらうための制度を整備することはとても良いことだと思います。

それではなぜ、これほどまでに「外国人材の受け入れ」が議論となっているのでしょうか。最も大きな問題は、長時間労働、低賃金労働、賃金未払、ハラスメントなど人権侵害事例が多発している「外国人技能実習制度」を巡る問題です。日本は、外国人政策において「単純労働」は受け入れないという建前を取っています。「外国人技能実習制度」もその制度目的は「開発途上国から外国人を招き、各種の技能・技術・知識等の習得を援助・支援して人材育成を行い、我が国が有する汎用性の高い技術を移転することで、もって国際社会に貢献すること」にあるとされます。しかし実際は、水産加工業・農業、縫製業など賃金水準の低い単純労働に従事させるための制度と言わざるを得ないのが現状です。

外国人の方は、言葉や在留資格・在留期限の問題があり、権利侵害を受けたときに法的な救済を受けることができにくい状況があります。母国語で法律相談ができる弁護士を探すのは大変です。裁判所に提出する書類はすべて日本語で記載しなければなりません。会社と交渉をしたり、裁判手続の間に在留期限が来てしまえば帰国しなければならないのが原則です。

外国人労働者を受け入れること自体は否定的に考える必要はないと思います。しかし、外国人が権利侵害を受けやすい立場にあることは技能実習生であろうと高度人材専門職であろうと変わらない以上、多文化共生政策の一環として、政府・行政機関あるいは弁護士会が多言語で法律相談が可能な弁護士が常駐する法律事務所や法律相談センターの拡充に取り組んでほしいものです。

東京パブリック法律事務所には外国人・国際部門(FISS)があり、日々、全国から外国人の相談が寄せられ、英語・中国語・フランス語・スペイン語で対応できる弁護士が対応しています。「英語(中国語・フランス語・スペイン語)で相談できてよかった」と緊張した顔が笑顔に変わると私たちたちもとてもホッとします。

## ～外国人・国際部門(FISS)の活動について～ 弁護士 伊藤 崇

11月のFISSは20か国の方(英語案件44%・日本語案件46%・中国語案件6%・スペイン語案件2%)から新規法律相談を受け付けました。また、日常法律相談・事件対応のほか、次のような活動を行っています。

- ◆Mercado Latino記事掲載中(内容:自然災害による隣家への損害賠償責任)
- ◆Japan Times 記事掲載中(内容:子が親の交通事故の責任を免れるためには?)
- ◆板橋区文化・国際交流財団主催 外国人のための無料法律相談



## ～あなたのそばに～

### 弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階  
TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>  
<本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします>

